

平成29年度 第3回男女共同参画審議会概要

1 日 時 平成30年1月19日（金）
15時00分～17時00分

2 場 所 第1庁舎3階庁議室

3 出席者 北川委員 土屋委員 小谷委員 井田委員 金子委員
鈴木委員 岡田委員 青木委員 押田委員 沼山委員
宮前委員

事務局 山田総合政策部長 飯塚企画政策課長
佐々木男女共同参画室長 石川主事 山田主事
記録 福島

4 議 題

「建議内容の確認について」

5 概 要

（飯塚企画政策課長）

ただいまから、平成29年度第3回流山市男女共同参画審議会を開催いたします。はじめに、総合政策部長よりごあいさつ申し上げます。

（山田政策部長）

本日はお忙しい中、流山市男女共同参画審議会にご出席いただきありがとうございます。

みなさんの任期は、今年の4月20日までですが、本日の会議がこのメンバーで行う最後の審議会となります。約2年間にわたり、本市の男女共同参画の推進に向け、ご尽力いただきましたことにまことにありがとうございます。

本日は、2年間の集大成として、女性の活躍を着実に前進させるために、平成32年度からの「第4次男女共同参画プラン」と一体とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の策定に向けた意見を建議という形で市長に提

出いただきたいと思ひます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

（飯塚企画政策課長）

つづきまして、本審議会会長であります、北川会長からご挨拶を賜りたいと思ひます。北川会長、よろしくお願ひいたします。

（北川会長）

みなさまこんにちは。今回で本審議会も最後となります。2年間の始まりがつい先日のように感じます。あつと言う間に過ぎたという事は皆さまが一生懸命、取り組んで下さったということの証左だと思ひます。今後さらに推進して行けるような建議書も、本日、提出ということになります。皆さまのご努力とご協力のお蔭だと感謝しております。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

みなさまに1件御報告があります。文部科学省の男女共同参画教育課が政府の方針では来年度から無くなることになっていましたが、議員始め、私ども含め大学からも「まだ十分ではないので継続を」との要望をした結果、来年度も継続となりました。これには、審議会の力も大きかったと伺っております。審議会は大変、重要な立場でもありますので、皆様方も今後もさらにご活躍いただきたいと思っております。

（飯塚企画政策課長）

ありがとうございます。それでは、これからの議事進行につきましては、流山市附属機関に関する条例の規定に基づきまして、北川会長にお願ひいたします。

また、本日の審議会の終了時間はおおむね午後5時とさせていただきます

（北川会長）

それでは議題に従いまして、議事に入らせていただきますが、本日の審議会の出席状況について、ご報告申し上げます。本日の会議には、審議会委員13名中、11名の方に御出席いただき、流山市附属機関に関する条例第5条第2項の規定の委員の半数以上の出席がありますので、本会議が成立していることを御報告します。

また、傍聴の方に申し上げます。傍聴に際しましては、流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針に従い会議の進行にご協力をお願ひ申し上げます

本日の資料の確認を事務局お願ひします。

(事務局)

本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、建議書<事務局終修正(案)>となります。

また、本日はプロジェクターを用意しております。修正内容を随時反映させていただきますので、よろしく申し上げます。

(北川会長)

それでは、議題に従い会議を進行します。

議題の「建議内容の確認について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず初めに、本日のこれからの流れについて、ご説明をさせていただきます。

市長に提出していただく、建議内容の最終確認をお願いします。建議内容が確定をしましたら、事務局において、建議書を作成いたします。

建議書の作成が終了しましたら、一旦みなさまにお配りをさせていただきますので、再度確認をお願いいたします。

市長へ建議書の提出の準備が整いましたら、市長にお越しいただきまして、北川会長から、建議書のお渡しをお願いします。

本日の大まかな流れは、以上になります。

次に、お手元にお配りをしました、「建議書(案)最終修正後」について、ご説明させていただきます。

第2回審議会後に事務局において、一部文言を修正させていただきました。修正箇所は、1の建議書提出の趣旨の最後の部分「実行できるよう」を「実行されるよう」に変更。2の施策等についての4行目の最後の部分「施策が重要です」を「施策を望みます」に変更。2ページ目の最後の部分「推進体制の整備を図りたい」を「推進体制の整備を図ることを期待します」に文言を修正しています。

次に、厚生労働省のホームページでも、えるぼし認定企業と明記していたので、2の(2)の「(例のえるぼし認定事業者)」を「えるぼし認定企業」に修正。また、「えるぼし認定企業」、「くるみん認定企業」について、解説を加えてほしいとの要望が内部でありましたので、(注1)、(注2)を追記し、2ページ目の最後に、

簡単な解説を加えています。

第2回審議会後に、事務局で追記、修正をさせていただいた箇所は、以上になります。

(北川会長)

ありがとうございました。

それでは、「1 建議書提出の趣旨」を最終確認したいと思います。事務局で修正をした箇所は最後の部分になります。事務局の修正を含め、いかがですか。

修正意見等が無いようですので、事務局、「1 建議書提出の趣旨」の後半部分を再度読み上げてください。

(事務局)

「1 建議書提出の趣旨」の後半部分を読み上げ。

(北川会長)

「1 建議書提出の趣旨」はこれで確定したいと思います。

次に、「2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の策定について」を確認していききたいと思います。事務局において数箇所かの修正がありました。初めの2行について、内容の修正や意見等ございますか。

(押田委員)

「次のような施策が重要です」を「次のような施策を望みます」にするのであれば、前文の「推進するためには」の「は」は、不要だと思います。

(北川会長)

この文面では、「は」は、不要ですので、「は」を削除して、「推進するために、次のような施策を望みます」にします。前回の会議で議論を重ねていますので(1)は、修正なしとしてよろしいですか。

次に(2)についてはいかがですか。

(宮前委員)

()の部分を除いて文章を読むと、内容が分かりづらい気がするのですが。事業者が公表するのはおかしい気がします。

(押田委員)

女性活躍に向けた事業者支援と市によるえるぼし等の認定企業の公表の2つを1つの文章にしているので、分かりづらくなっているのではないですか。「事業者が、」の「、」を削除すれば、多少わかる気がしますがいかがでしょうか。

(青木委員)

「事業者が」の主語を取ってしまっただけではいかがでしょうか。(1)～(5)まで共通した主語は「行政が」ですから、「事業者が、女性活躍推進に向けて行動できるような支援」の中に「事業者の公表がある」ような文章の構造になっているので「女性活躍推進に向けて行動できるような支援、例えば国・地方公共団体からの認定企業の公表を図りたい」にすると、多少限定的になりますがその方が良いと思います。

(土屋副会長)

「事業者が行動できるような」という意味であれば、「事業者による行動ができるような」としてはどうですか。

(青木委員)

「女性活躍推進に向けて事業者が行動できるような」です。

(押田委員)

「支援」と「公表」は並列ではないのですか。「支援の推進及び認定企業の公表」ではないですか。

(青木委員)

並列にした方が「事業者女性活躍推進に向けて行動できる支援」の幅は広がると思います。

(宮前委員)

事業者も認定企業に認定されるように努力してもらうために、「事業者が女性活躍推進に向けて行動できるような支援の促進」と文言を追加してはどうでしょうか。

(北川会長)

それでは、「事業者が女性活躍推進に向けて行動できるように」としてはいかがでしょうか。

(鈴木委員)

(2)が抽象的な表現に対して、(1)は具体的に支援を示している違和感があります。

(土屋副会長)

公表内容が詳しく書いてあって、支援については簡単に書かれているので、「認定企業の公表や支援を図りたい」とすると読みやすくなります。また、そうすると「支援」の内容も「公表」に関するものと読み取れる内容になると思います。

(北川会長)

事務局は何かご意見はありますか。

(事務局)

この文章では、公表という事になります。認定を受けた企業の周知になってしまいます。認定を受けるに、女性活躍推進に向けた計画や子育て支援のための計画等の策定を企業に働きかけていくことも重要なことだと思っています。

(北川会長)

支援の部分も文言に含めたほうが良いということですね。

(土屋副会長)

「働きかけ」を加えるのであれば、「女性活躍推進に向けて行動できるように事業者に働きかけるとともに公表を図りたい」としてはどうですか。

(宮前委員)

行政からの働きかけは必要なことだと思います。「千葉県社員いきいき！元気な会社宣言企業」が千葉県内に何社あるかを調べました。千葉県内で725社です。近隣で柏市は36社、野田市は12社、松戸市は35社で、流山市は10社です。近隣市と比較しても低いと思います。これだけ注目されている市ですからアピールとともに企業にも「従業員への雇用や内面の所まで踏み込んでやってください」という働きかけが「支援」だと思います。そのニュアンスがこの文章から伝わったら良いと思います。

(土屋副会長)

「公表」がファーストステップで、「公表して、認定企業が増えるような支援」をしてほしいにするかどうかだとおもいますが。

(北川会長)

計画を策定する際に盛り込んでくださいという建議なので、あまり細かな内容にしない方が良いと思います。

(押田委員)

この話しは(1)の「情報提供」には入らないのですか。計画を作って認定されるように頑張ってくださいと言うのは(1)ではないですか。

(青木委員)

企業が、認定に向けた計画を策定する際に悩み不安があった時に、行政に相談があるかも知れません。そういうことをサポートしていくのも、単に情報提供だけでなく支援だといえると思います。

(押田委員)

それは認定を獲得するための支援ですか。

(青木委員)

認定を獲得することだけが女性活躍推進ではないので、もう少し幅を広げた方が良くと思います。

(岡田委員)

文章が長くなってしまったから「公表」が前面に出てきましたが元々は支援が目的だと思うので、建議書なのでここまで細かく認定企業の説明を入れなくても良いと思います。

(土屋副会長)

「公表」と「支援」と項目を分けたいかがでしょうか。

(北川会長)

これは計画ではなく建議書です。次期の計画策定に活かしていただきたいということになります。行政からの支援という文言を入れるという事でよいとおもいます。

(宮前委員)

認定企業が増えるように行政もバックアップしてくださいというニュアンスが伝われば良いと思います。

(鈴木委員)

「事業者が、女性活躍推進に向けて行動できるように支援し、合わせて」としてはいかがでしょうか。

(事務局)

現在、流山市内では「えるぼし認定企業、くるみん認定企業」が1社もないです。そのような現状で、「えるぼし認定企業、くるみん認定企業」の文言を記載するのはどうなのかという声が、内部にあったことをお伝えします。

(飯塚企画政策課長)

(2)の目的は、認定企業を公表するのが目的なのか、公表してそういった企業を増やしたい、増やすためには行政が女性活躍に向けて行動できるように支援した方が良くという内容であれば、「公表するとともに、認定企業を増やすために市は事業者が女性活躍推進に向けて行動できるように支援して増やしてください」という内容にした方が良くと思います。

(北川会長)

そうですね。そうすると計画も立てやすくなりますね。

(押田委員)

「国・地方公共団体からの認定企業(例 えるぼし認定企業(注

1)、くるみん認定企業（注2）、千葉県社員いきいき！元気な会社宣言企業等）を公表し」と公表の目的を先に持ってきた方がわかりやすいとおもいます。

（北川会長）

事務局、修正後を読み上げて下さい。

（事務局）

修正後の（2）を読み上げ

（北川会長）

（2）は、この内容に決定します。

次（3）についてです。事務局、読み上げをお願いします。

（事務局）

（3）を読み上げ

（北川会長）

（3）について、何か御意見ございますか。

御意見がなさそうなので、次に（4）、（5）ついてはいかがでしょうか。

（鈴木委員）

他と文言をあわせるのであれば、（4）の「あらゆる分野で活躍できるように」の「に」はいらないと思います。

（北川会長）

そうですね。

事務局、（4）の読み上げをお願いします。

（事務局）

（4）を読み上げ

（北川会長）

（4）はこの内容でいかがでしょうか。

（山田政策部長）

「教育機会の提供」とありますが、女性と男性の教育機会の提供に差があるところのような表現になるということでしょうか。「教育機会の提供」がその後の「就業支援、保育・介護の拡充等」と多少異質な気がするのです。行政側としては、教育機会の提供には、差はないのではと思っているので、ここでの教育機会の提供とは、どのようなことをイメージされているのかを教えてください。

（北川会長）

学校教育の中では差はないのです。生涯教育や社会教育まで含

めてという事になります。「義務教育」ということではなく「生涯終業教育」をイメージしています。

(井田委員)

女性は一度、仕事から離れてしまおうとなかなか次の就職が難しいと思うので、再就職に向けたパソコンの勉強や保育士、看護師等の再教育なども含まれていると思います。

(山田政策部長)

「就業支援」のイメージでしょうか。

(土屋副会長)

学歴の教育ではなく、職業教育も含め長いスパンでの学びの機会のイメージだと思います。

(飯塚企画政策課長)

キャリアアップのような考え方でしょうか。

(北川会長)

キャリアアップもそうです。またセクハラ、パワハラ等、男女共同参画に関する学びもまだまだ必要だと思います。それらも含まれた教育というイメージです。「学習」と言った方が広い意味で合うのかも知れません。

(土屋副会長)

それは男性に対しても含まれています。

(青木委員)

女性は個性と能力を発揮して分野で活躍するためには、男性の学習や教育も必要なので、この「教育機会の提供」というのは必ずしも女性に対してだけでなく、社会生活の中で職業生活と家庭生活とを両立させるための教育を提供してほしいという事です。

例えば「小1の壁」という言葉がありますが、子どもが7歳の時に仕事を辞めてしまう人がいます。学童保育の状況や子どもの成長に対して職業生活にどのような影響があるのか等を知る機会がある事によって離職やキャリアの中断を防ぐ効果もあると思います。そのような学習の機会があっても良いという意味も含まれています。

(北川会長)

「教育」と言葉が「学校教育」をイメージするようでしたら、もっと広い意味で「学習機会」という言葉にしたらどうでしょうか。

(青木委員)

「学習機会」というと「社会教育」等も含めてとなると
思います。男女共同参画の事業の中でも取組みやすくなる
と思います。

(北川会長)

それでは「教育機会」を「学習機会」に修正したいと思
います。再度、事務局読み上げをお願いします。

(事務局)

(4)を読み上げ

(北川会長)

(5)は、このままでよろしいでしょうか。

次に最後の部分に関してはいかがでしょうか。

(土屋副会長)

「整備を図ることを期待します。」部分がそれで良いの
ですかという感じですか。

(押田委員)

この部分の位置付けはどのようなものなのでしょうか。
全体を総括して「整備を図りたい」という意味合いだっ
たと思います。これだと「2」中に含まれているイメージ
になるので、明確に分けた方が分かりやすいと思います。
審議会では「大変かもしれないが体制は十分に整備してくだ
さい。」ということで、最後に別にして置いたという経緯
があったと思います。

(土屋副会長)

最後の2行は、総括になると思います。

(宮前委員)

(1)から(5)は推進計画の施策であり、施策プラス
体制が必要ということだということで、この部分を追加し
ています。よって、この部分は「2」とは別物という認識
です。5つの施策を実行するために男女共同参画の目的に
合った体制を作ってください。という我々の強い思いのある
文章だと思います。

(土屋副会長)

2-1、2-2という認識です。

(北川会長)

「2が施策について」で、「最後が体制について」です。

「3」で独立させましょうか。

(山田政策部長)

今回の建議は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の策定についてです。「推進計画にどのような施策を盛り込んで下さい」ということで、今まで議論をいただいた訳です。推進体制は今までも第1次プランから第3次プランまで、庁内体制はこのようにやっていきますと言う事で、当然ながら計画を作れば必ず推進体制は整備をしていきます。なので、この部分は「推進体制の整備を図るよう計画を引き続き盛り込んで下さい。」とするか、外すかにした方が良くと思います。

(北川会長)

「計画の中に推進体制の整備を」ということでしたら、「3」でいかがですか。

(土屋副会長)

「2」が「計画の施策について具体的に示していて、その施策を推進する体制について、こういうことも整備してください。施策を実施する上では体制の事も考えていただく必要があります」。という事ですね。「2」を受けて「3」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の推進体制について」となると思います。

(北川会長)

みなさま、「3」は、この内容でいかがでしょうか。

事務局、「3」を読み上げて下さい。

(事務局)

「3」を読み上げ

(北川会長)

注釈に関しては、内閣府から公表されている内容なのでよろしいでしょうか。

では、2「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の策定について以降をこの内容で決定したいと思います。建議内容が確定しました。

それでは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の策定に向けた建議を井崎市長に行いたいと思います。

以上をもちまして、第3回男女共同参画審議会を終了いたします。